

こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議 第3回会議配布資料	資料 3
令和5年8月1日	

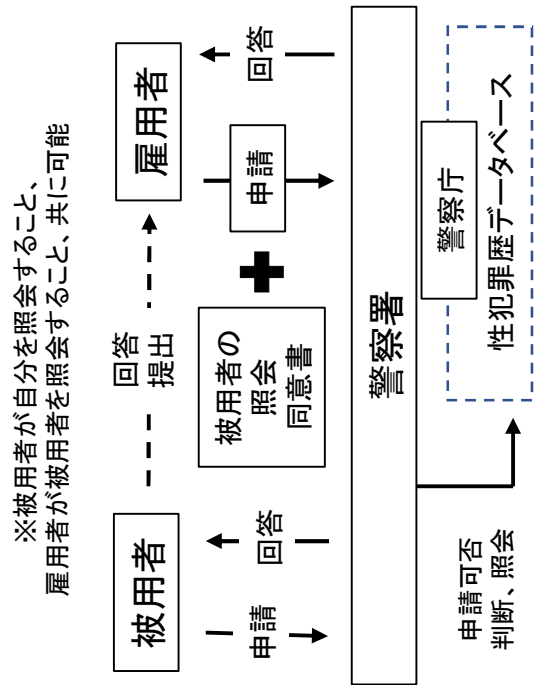
韓国・オーストラリア・カナダにおける
犯罪歴照会制度に関する資料

韓国におけるこども関連業務従事者の犯罪歴等照会制度

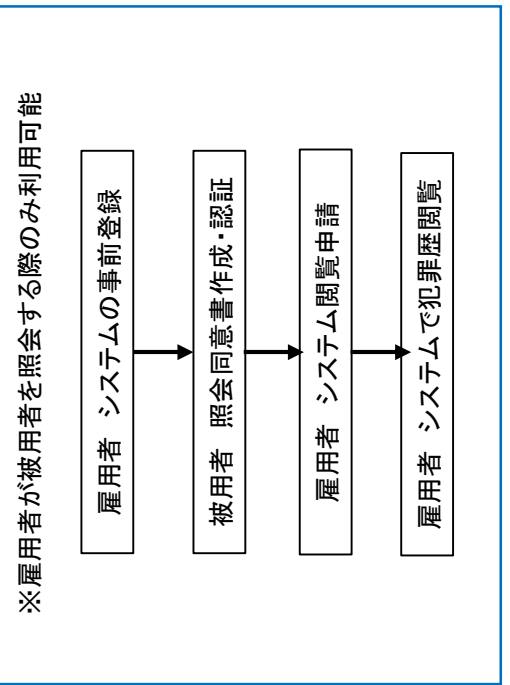
韓国では、こども関連業務従事者への犯罪歴等照会制度に関連して、雇用者や被用者の性犯罪歴に基づき裁判所が言い渡す就業制限命令の有無を照会する制度がある。制度の詳細は以下のとおり。

<p>制度概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国では「就業制限制度」が存在し、特定の犯罪による刑又は保安処分宣告の際、その対象者を一定の機関等に関する運営や就業から一定期間制限することを裁判所が命じる制度である。 ・就業制限制度は、対象犯罪、保護対象、就労制限対象職業が異なる3種類(性犯罪者就業制限・児童虐待関連犯罪就業制限・障害者虐待関連犯罪就業制限)あり、各種類別の犯罪照会制度が存在する。 ・就労制限対象職業等運営する者(雇用者)がそこで就労させようとする者(被用者)について就業制限対象者でないか照会することは法律で義務付けられ、義務違反は行政罰が課される。 ・就労制限対象職業等運営する者(雇用者)がそこで就労させようとする者(被用者)について就業制限対象者でないか定期的に照会することも法律で義務付けられ、義務違反は行政罰が課される。 <p>※以下述べる内容は、性犯罪照会制度(こどもを性犯罪から守ることが制度目的)に限る。</p>
<p>制度関係法</p>	<p>児童・青少年の性保護に関する法律(以下、「法」)、刑の失効等に関する法律、刑法、性暴力犯罪の処罰等に関する特例法、児童福祉法、個人情報保護法、等</p>
<p>犯罪歴等証明書発行機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・警察署 ・警察庁 ※性犯罪データベースと犯罪歴回報書発給システム(オンラインでの証明書発行用)を管理
<p>犯罪歴等照会対象職種・活動等</p>	<p>児童・青少年関連機関等運営者(雇用者)とそこで就労する者(被用者) ※制度創設時より、複数回の法改正をもって、対象機関等が拡大されてきている。</p>
<p>照会対象犯罪等</p>	<p>性犯罪に基づく就業制限命令(前科、検挙歴、逮捕歴、処分歴は照会対象外) ※制度創設時は、児童又は青少年への性犯罪のみ照会対象であったが、法改正をもって成人への性犯罪も対象となった。</p>
<p>証明書への犯罪歴掲載期間</p>	<p>裁判所が言い渡す就業制限命令の期間(上限は10年)</p>
<p>照会結果の活用方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・照会対象者に対する、就業制限対象職業関連機関等に関する運営や就業の可否判断に使用される。 ・また、雇用者あるいは被用者が就業制限対象であることが判明した場合、中央行政機関の長、地方公共団体の長又は教育監は、雇用者へ機関等の閉鎖を要求することができる、また雇用者へ被用者の解雇を要求することができる。

証明書発行フロー図



犯罪歴回報書発給オンラインシステムを用いた証明書発行フロー図

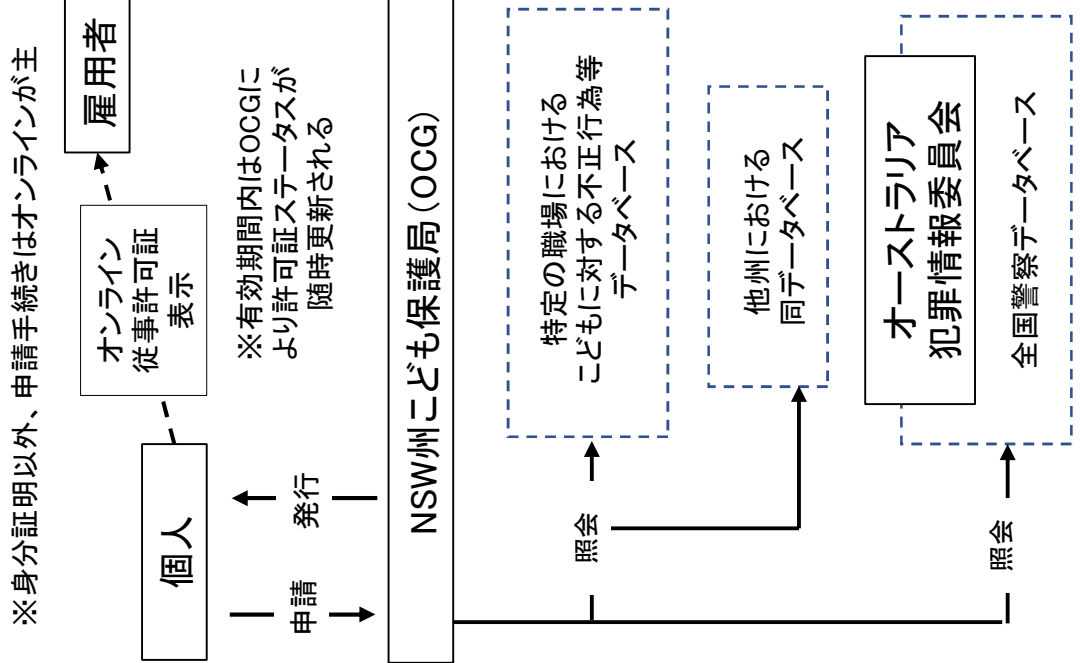


オーストラリア（ニューサウスウェールズ州）におけるこども関連業務従事者の犯罪歴等照会制度

オーストラリア（ニューサウスウェールズ州）では、こども関連業務従事者への犯罪歴等照会関連制度として、「こどもと仕事等をするための審査・許可制度」が存在する。犯罪歴等照会の結果を踏まえ発行される就業許可証が無いと、こども関連業務への従事はできない。制度詳細は以下のとおり。

<p>制度概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリアでは、業職種限らず、様々な目的で犯罪歴等照会が可能にされている。その中でもこども関連業務従事者に対する犯罪歴等照会に関しては、「こどもと仕事等をするための審査・許可制度 (Working with Children Check: WWCC)」があり、制度は各州で運用されている。 ・ニューサウスウェールズ (NSW) 州の WWCC 制度では、対象者の審査結果に基づきこども関連業務従事許可証を発行している。NSW 州では、有効な従事許可証を被用者等が保持又は申請中でない限り、こどもと関わる業務を行う又は当該被用者等をこども関連業務に従事させることは法律で禁止されている (雇用者・被用者等いずれも犯罪である)。NSW 州の WWCC 制度では、全国警察データベースの情報と、特定の職場におけるこどもに対する不正行為等データベースの情報で照会される。
<p>制度関係法</p>	<p>NSW 州 こども保護 (こどもと仕事等をする) 法 (2012 年)、NSW 州 こども保護規定 (こどもと仕事等をする) (2013 年)、NSW 州 こども保護局法 (2019 年)、NSW 州 プライバシー及び個人情報保護法 (1998 年) 等</p>
<p>従事許可証発行機関</p>	<p>NSW 州 こども保護局 (OCG) ※ NSW 州 地域社会司法省のサテライト機関</p>
<p>犯罪歴等照会対象職種・活動等</p>	<p>こどもと対面・オンラインで直接関わり、こども関連の保育・福祉・保護・医療・教育・習い事やクラブ・娯楽・司法・宗教・居住・交通等サービスを提供することが業務の通常部分である者 (自営業者・委託業者・ボランティア・教育実習生・宗教指導者を含む) ※ 業務に付随し一時的にこどもと対面・オンラインで接する業務につく者は対象外</p>
<p>照会対象犯罪等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる犯罪種別の有罪判決 (取消・無効・恩赦されたものを含む)、あらゆる逮捕歴 (審理・証明・却下・撤回・免責の有無を問わず)、告発された記録等 ※ 軽犯罪 (有罪かは問わず) のうち裁判所との誓約により裁判手続きが終了したもの、少年犯罪も含む ・ NSW 州 OCG が運営する「報告すべき行為枠組み」に基づき各団体等から通報された、職場におけるこどもに対する不正行為 (例: こどもに感情的・心理的に著しい加害を加える言動) の記録 ※ NSW 州 こども保護局法で定める「関連組織」は、法で定める場合において、法で定める被用者等の行為等を NSW 州 こども保護局に報告する義務がある。
<p>従事許可証有効期間</p>	<p>5 年間 ※ NSW 州 こども保護局は、発行した従事許可証の所持者に関する対象犯罪等の情報に更新がないか、有効期間の間監視しており、対象犯罪等が生じた場合はステータスが更新される。</p>
<p>照会結果の活用方法</p>	<p>WWCC 従事許可証発行可否の判断、また既に発行された従事許可証のステータス変更 (一時停止・取消) の判断に使用される。</p>

従事許可証発行フロー図



カナダにおけるこども関連業務従事者の犯罪歴等照会制度

● カナダでは、こども関連業務従事者への犯罪歴等照会制度として、WEBで公開されている「裁判記録」と地域の警察署が行う「犯罪記録調査」、「脆弱性部門調査」が存在する。それぞれについての詳細は以下のとおり。

<p>制度概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・カナダでは各州ごとに「裁判記録」が公開されており(民事・刑事・交通事件含む、少年事件除く)、WEB上で誰でも、誰のものでも、有罪判決の有無を自由検索することが可能。 ・また、「犯罪記録調査」が存在し、全ての者を対象にしており、本人の申請に基づき本人の犯罪歴を本人が確認可能。 ・なお、「脆弱性部門調査」については、こども関連業務従事者や脆弱者(年齢、障害等により他人に依存する立場にある者、または信頼または権限のある者から危害を受けるリスクが一般人よりも高い者)が対象。本人の同意に基づき、本人の犯罪歴に加え性犯罪に関する封印・停止された犯罪歴の有無も雇用者が確認できる。
<p>制度関係法</p>	<p>犯罪記録法、少年刑事司法法、王立カナダ騎馬警察による犯罪記録情報の提供に関する省令、犯罪記録情報の提供方針、等</p>
<p>犯罪歴等照会対象職種・活動等</p>	<p>地域の警察署</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脆弱性部門調査は、こどもや脆弱者との関係で、信頼を受け、または、権限を有する、有償または無償の職務(犯罪記録法の要件を満たす職務)を対象とする。 ・照会対象者に対して犯罪記録調査で足りるか、脆弱性部門調査まで必要かの判断は雇用者の責任で行われるべきものとされ、職種等による一律の基準は存在しない。
<p>照会対象犯罪等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「裁判記録」は、罪種を問わず全ての犯罪が照会対象。 ・「犯罪記録調査」も、罪種を問わず全ての犯罪が照会対象。加えて、連邦の各種特別法や州法上の犯罪も照会対象で、裁判所の判決・決定に加え公訴提起情報を含む。 ・「脆弱性部門調査」の照会対象犯罪等は、犯罪記録調査と同様。そのうち、犯罪記録法で指定される性犯罪については、封印・停止された犯罪記録も照会対象。 ※封印とは、判決日から一定の期間のうちに犯罪記録から開示されなくなること ※停止とは、連邦の仮釈放委員会が、本人の請求に基づき品行方正などを認め犯罪記録から開示されなくなること
<p>証明書への犯罪歴掲載期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「犯罪記録調査」において、有罪判決のうち絶対的または条件的免除判決は、判決日から1年後または3年後に自動的に犯罪記録が封印され、証明書に記載されなくなる。また、連邦の仮釈放委員会が犯罪記録を停止した場合も、証明書に記載されなくなる。それらに該当しない限り、有罪判決は無期限で記載される。 ・「脆弱性部門調査」にて開示される封印・停止された性犯罪記録の証明書掲載期間は無期限。
<p>照会結果の活用方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「犯罪記録調査」結果である刑法上の犯罪歴に基づく就労差別ができるかは州により異なるが、州法上の軽犯罪記録や封印・停止された刑法上の犯罪記録に基づく就労差別は全国的に禁止されている。また、各種調査は採用時スクリーニングの一手段に過ぎず、雇用決定に際する決定的な唯一の手段とすべきではないとされる。

